

兵高教組

2023年1月23日

調査情報 27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.comえっ!? 4号業務手当が減る!?
部活動指導手当2023年1月より2700円のみに変更

2023年1月より、特殊業務手当である4号業務（部活動指導手当）が「土日3時間程度 2700円」のみに改悪されました。2020年末までは「土日4時間程度 3600円」だったのが、なぜ減らされたのでしょうか。

今回は減額された経緯、その背景にある義務教育国庫負担制度、部活動問題を取り巻く状況について、考えていきたいと思います。

①2019年度 賃金権利確定交渉において

2019年度の交渉の場において、「本県の財政状況」「国の部活動指導業務手当の義務教育費国庫負担金の算定基準見直し」を理由に、20年1月から部活動指導業務手当を「土日3時間程度 2700円」に見直す提案がありました。この年の交渉では高教組の見直し撤回の要求によって、最終的には2020年については据え置き、その後は激変緩和措置として毎年300円ずつの減額により、2023年1月からは「土日3時間程度 2700円」のみとなりました。

他府県では1時間1200円の3時間程度(京都)を維持している団体、2020年1月から3時間程度2700円に減額されている団体と様々です。

義務教育国庫負担制度とは？

義務教育国庫負担制度とは、都道府県が負担する教職員給与の一部を、国が負担することによって、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、教育の機会均等とその水準の維持向上を支えるための制度です。もし、教育費が完全に地方自治体任せになれば、財源不足によって教育の機会均等と水準の維持は困難となり、地域間格差や教育費の保護者負担が厳しいものになってしまいます。

②教育費を出し渋り続ける日本政府

本来であれば国が責任を持って国庫負担率を上げていくべきですが、2006年度に地方分権の名のもとに小泉内閣が行った「三位一体の改革」によって、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育費の地方自治体負担の割合が増やされました。そして2019年の「部活動指導業務手当」部分の算定基準見直しによって今回の減額が起きました。

つまり、2000年代から続く国の新自由主義改革によって我々の賃金や権利が大きく抑制されているということです。防衛費の2倍が岸田内閣の下で突如としてテーマに上ってきていますが、OECD加盟国の中でも最低水準の教育費・子育て支援費を今すぐにも増額するほうが、これからの人口減少を迎える10年20年先の日本社会を考える上で必要不可欠なのは明らかです。

③その延長としての部活動地域移行問題

一方で、現場を取り巻く「部活動問題」も深刻です。2013年時点では文科省は「2014～2017年度までの4年で休日の手当4800円」を打ち出していましたが、うやむやのまま2018年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、指導時間を減らす目標にすり替えられました。

今回の「土日4時間程度 3600円」から「土日3時間程度 2700円」と指導時間が1時間減った形で支給されるようになった経緯もその延長です。

しかしながら、いくら表面的な指導時間が減っても部活動の教員負担そのものは変わらず、結果的には手当も減額される最悪の状況になっています。

また中学校を中心とした「部活動地域移行」も、民間活力や地域ボランティアの導入では都市部と郡部間で格差があり、全ての子どもたちのスポーツと文化へのアクセスが保障されず、施設管理や運営の面で教員負担が変わらない現状があります。

部活動を巡る議論は様々ですが、まずは教員の数を増やすこと、国庫負担の割合を増やし、部活動の実施にかかる人的費用等の予算を増額することからしか現状を変えることはできません。そのためには労使交渉において賃金や権利を守る労働組合の力を強くし、また国の教育に関わる姿勢を正し変えていく必要があります。高教組とともにこれからの部活動問題をともに考え、教員・子ども達にとってよりよい部活動になるよう改善させていきましょう。

地域移行、働き方改革、様々な立場から部活動問題の議論を行います！

全教「部活動問題」公開シンポジウム

「これからの学校部活動と「地域クラブ活動」を考える～子どもの権利と教職員の「働き方改革」の視点から～

2月12日(日)13時30分～16時30分

*ミーティングID: 857 1797 7918

*パスコード: 0212 無料・参加自由!



●4号業務の支出条件について●

「3時間程度」・・・「2時間30分以上の指導で3時間」と見なすこと、「準備や下校指導も含めて」の時間であることは、これまでと変わりません。

働き方に見合った賃金・手当の改善を!

働き方に見合った賃金・手当の改善を!